

## 第35回 名張市都市計画審議会 議事録（概要）

- (1) 会議名：第35回名張市都市計画審議会
- (2) 開催日時：平成21年6月30日（火）午後1時30分から午後3時20分
- (3) 開催場所：市役所 2階 庁議室
- (4) 出席者
  - 名張市都市計画審議会委員 13名
  - 事務局 5名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
  - 議案第1号 名張市都市計画審議会運営規程の改正
  - 議案第2号 名張市都市計画審議会小委員会運営規程の制定
  - 会議は公開
- (6) 傍聴人の数
  - 0名
- (8) 発言の内容
  - 別紙のとおり
- (9) その他審議会が必要と認める事項
  - なし

## 第35回 名張市都市計画審議会 議事録（概要）

平成21年6月30日（火）

午後1時30分から午後3時20分

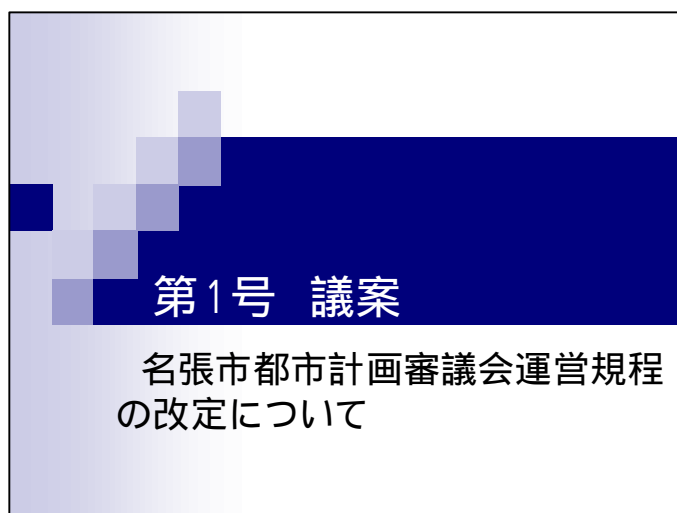
市役所 庁議室

議長

本日ご審議いただきます議案は、議案第1号「名張市都市計画審議会運営規程の改正」及び議案第2号「名張市都市計画審議会小委員会運営規程の制定」でございます。

発言の際には、「議長」と呼んでいただきまして、ご発言をお願いいたします。

それでは、議案第1号、議案第2号につきましては関連議案であることから、各議案まとめて、事務局より説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。



事務局


よろしく申し上げます。では、私の方から議案説明をさせていただきます。

**第1号議案 名張市都市計画審議会運用規程の改定について**

**○名張市都市計画審議会条例の改正**

1.改正理由  
都市を取り巻く環境の変化や地方分権化など、地域の実情に応じた適切な都市計画制度の運用が求められており、より専門的かつ機動的な取組みや諸課題への速やかな対応を図るため、名張市都市計画審議会に専門の事項を調査する体制を整備するため所要の改正を行う。

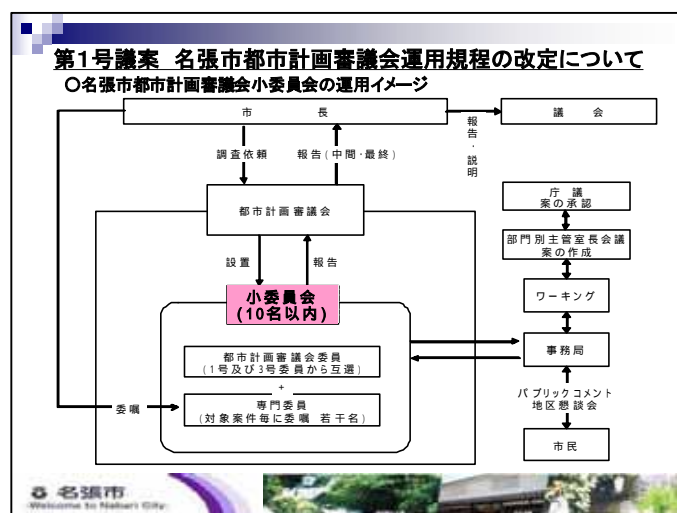
2.改正内容  
(1)名張市都市計画審議会に専門委員若干名を置くことができるものとする。  
(2)名張市都市計画審議会に小委員会を設置することができるものとする。



まず、議案第1号 名張市都市計画審議会運営規程の改正についてですが、本年6月に開催されました市議会におきまして、名張市都市計画審議会条例が改正されました。

改正理由といたしましては、昨今の都市を取り巻く環境の変化や地方分権の進展など、地域の実情に応じた適切な都市計画制度の運用が求められている中、より専門的かつ機動的な取り組みや諸課題への速やかな対応を図るため、名張市都市計画審議会に専門の事項を調査する体制を整備するため所要の改正を行ったものです。

条例改正の内容は、名張市都市計画審議会に専門委員若干名をおくことができることと、小委員会を設置することができるということです。



では、都市計画審議会に設置する小委員会の運用イメージについてご説明いたします。

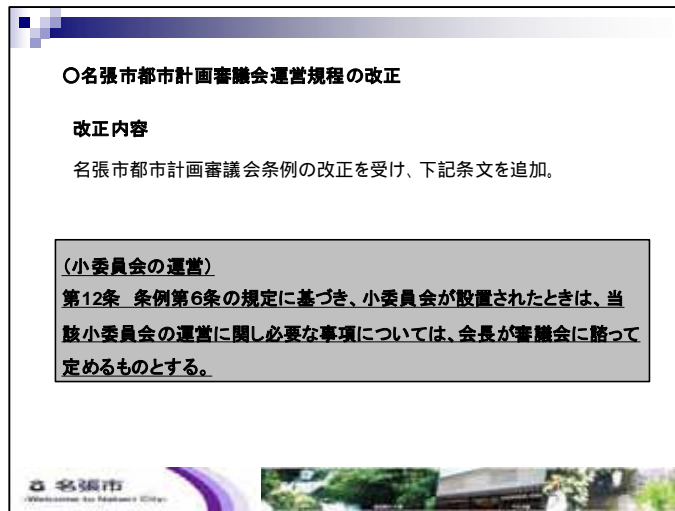
スライドで、ピンクに着色いたしましたのが、これから都市計画審議会に設置する小委員会を示しています。

この小委員会は、今後都市計画に関わって調査・検討いただく案件ごとに設置をお願いする予定で、庁内で作成したマスタープランなどの事務素案を専門的見地から議論・検討いただき、その結果を市の案に反映させることを目的に設置するものです。

小委員会の委員は、本日も審議いただきます小委員会運営規程で、都市計画審議会会長が指名することとしています。

都市計画審議会から小委員会にご参画いただきます委員の方々につきましては、名張市全体の都市計画について専門的なご意見をいただくという観点で、1号委員の学識経験者の方々、市民のご意見をいただくという観点で3号委員の方をそれぞれ指名していただきたいと思います。

この小委員会は、会長が指名された都市計画審議会の委員の方々と市長が別に案件ごとに委嘱する専門委員で構成されます。

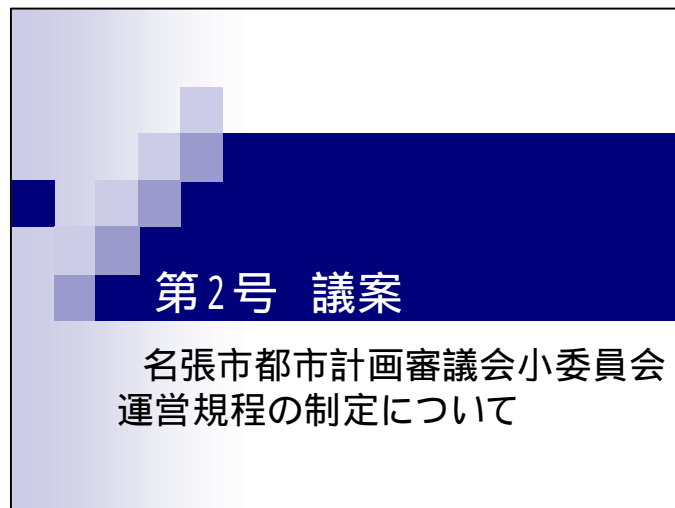


では、議案第1号の名張市都市計画審議会運営規程の改正についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

先程申し上げました名張市都市計画審議会条例の改正を受け、名張市都市計画審議会運営規程に、第12条として「条例第6条の規定に基づき、小委員会が設置されたときは、当該小委員会の運営に関し必要な事項については、会長が審議会に諮って定めるものとする」という条文を追加し、雑則を1条ずらして第13条としています。

また、議案書1ページの第1条のゴシックとアンダーラインで表示してある箇所は、条例改正に伴い条例に条ずれが生じたことによる改正です。



続きまして、議案第2号 名張市都市計画審議会小委員会運営規程の制定についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。



名張市都市計画審議会小委員会運用規程は、先ほど議案第1号でご説明させていただきました、名張市都市計画審議会運営規程第12条に基づき、名張市都市計画審議会小委員会の運営に関して必要な事項を運営規程として定めるものでございます。

第2条の組織では委員の指名について、第3条では委員長、副委員長の指名について規定しており、第4条では第1条から第3条までの規定以外の事項については条例や都市計画審議会運営規程を準用するとしております。

また、第5条では委員会ごとの運営要領等については、委員会で定めることを規定しております。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、議案第1号及び議案第2号の説明は以上でございますが、先ほど市長より名張都市マスタープランの改定について依頼がございました。今後、これを検討していくうえにおきましてですね、議案第1号では、小委員会の設置に関し運営規程の一部改正すると。議案第2号については、その小委員会の規程を制定するというところで、ご説明いただいたところでございます。議案第1号、議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

議長。

議長

委員。

## 委員

フローチャートを見ていますと、小委員会から審議会には報告となっておりますが、小委員会で決めたことを、この審議会で討議するのか、報告だけで市長に提出するのか。審議会の目的と、小委員会の意味づけが良く分からないのですが。

## 議長

このことに関して、事務局からの、説明を求めます。

## 事務局

今回の、都市マスタープランの調査をお願いさせていただきますのは、先ほども依頼書の方を読み上げてご依頼をさせていただいたとおり、依頼については都市計画審議会に依頼をさせていただいたと。その中で、都市計画審議会の中でより専門的に調査検討していただこうと、そうした中、都市計画審議会に小委員会を設置して、より機動的、具体的な調査をお願いするということですので、あくまでも審議会に設置した小委員会においてご審議、検討いただくと。それで、小委員会でご意見などおまとめいただきましたものを、審議会の中でご報告いただくと、そのような流れでお願いしたいと考えております。

## 委員

報告だけであれば、審議会で小委員会の意見に対して、市民の立場からこれはおかしいのではないですか、といった場合に、審議会からまた小委員会に下るのか、そういうことはせずに、小委員会から受けた報告書はそのまま提出されるのか。問題があった場合にはどうされるのか、そのあたりを聞きたい。

## 事務局

都市計画審議会の役割といたしましては、条例改正の際にも少し研究させていただいたわけですが、都市計画審議会そのものの機能としては、従前のように都市計画決定案件などについて、市の案をご審議いただくという機能と、もうひとつ都市計画法で定められておますのは、必要に応じて調査をしていただく、これは、市長がその必要性を認めた時には調査をしていただくといったことで、今まで、名張の都市計画審議会につきましては、この調査や専門委員の規定であったり小委員会の規定を設けておりませんでしたので、調査の機能については実際問題としては運用しておらなかったということがございます。今回、条例を改正させていただいて、この調査という部分について、市長が必要に応じて、都市計画審議会の方に依頼をさせていただいて、そのことについてご報告をいただくとういことしておりますので、まず、小委員会をお願いさせていただく案件は、法定の案件ではないということが第1としてございます。ですので、都市計画

決定であったりを伴う案件については、専門委員などからなる小委員会に案を検討してくださいということは、今の段階でお願いをさせていただくという運用は考えておりません。ですので、私どもの運用としては、都市計画に関するマスタープランのようなものについて、事務素案を作らせていただき、その事務素案について、専門的な立場でご検討いただくということを、今回の機能というふうにしておりまして、そのことにつきましては、中間報告なり最終報告など、それぞれいただいた時点で、当然、市民の皆様公表させていただいて、場合によっては地域に出向いて説明会などをさせていただく予定です。そうして、中間報告なり最終報告をいただいて、市としてまとめたものを再度、都市計画審議会に市の案としてご報告させていただきたいと考えておりまして、その途中で、逐一、小委員会と都市計画審議会との間で意見交換というのは予定しておりません。

#### 委員

審議会の役割は何なの。小委員会の専門委員の方々が専門的に調べても、市民の目線で専門家が見る目と違うところを入れることが、市民公募の役目だと思って参加しているのに、小委員会に入っていなければ、都市計画のプランに対して審議会に報告を受けるだけでは、審議会の目的が分かりませんね。報告を受けるだけではなく、問題があれば、もう一度、小委員会に返してやるならよいですが、報告を受けるだけなら審議会は議決機関ではないのですね。議決機関と執行機関と分けるというのはどうなのですかね。

#### 事務局

あくまでも、先ほど申し上げましたとおり、審議会の中で調査ご審議をいただくといったことをご理解いただきたいと存じます。この審議会の中で、今は都市マスタープランの改定といったことで、お願いをしておりますが、今後、都市計画に関する総合交通マスタープランであるとか、景観計画などの案件をここ数年の間に策定することを予定しておりますが、これらは、都市計画制度に強く関係があるということで、従来ですと、都市マスタープラン検討委員会などは、別途の検討委員会を設置して検討していただいていた経緯もあろうかと思えます。ただ、今回は都市マスタープランの検討をはじめ、これから関連する2、3のプランにつきましても、都市計画審議会の中、条例改正させていただきました小委員会に、審議会の委員の皆様、また、新たな専門委員の皆様を委嘱させていただいて、ご検討いただくということで、あくまでも審議会の組織の中でご検討いただいているというようなことで、まずご理解いただきたいと思います。

今、ご発言いただいております、小委員会の中でまとめられたものを、この審議会にご報告いただくわけですが、その際に、当然、報告ということではありますけども、意見交換などしていただく機会は設けさせていただきたいと考えております。そうした組織の中で、ひとつのマスタープランをご検討いただきたいということでご理解いただきたいと存じます。

委員

確認ですが、小委員会には市議会議員は入らないということですね。

事務局

はい。

委員

では、審議会で決まったものが、市議会に提案されるわけですね。

事務局

先ほど、私どもからもご説明させていただきましたように、今後の手続きにつきましては、まず小委員会でご検討いただいて、一定、中間的にまとめあげたものについては、地域の方にもご説明させていただきたいと思っております、そうして地域の方にご説明させていただく前には、議会の方にも中間報告ということでご説明も一定させていただく予定です。また、そうして地域のご意見をいただいた後に、最終の案としてまとめあげていくと。そのまとめあげたものは、パブリックコメントの手続きも経まして、さらに議会なり審議会の方にもご報告なりご説明をさせていただいたうえで、最終的に都市マスタープランを策定するという手順で考えております。

議長

最終的には、決定するまでに市民の意見を聞く機会もありますし、議会にかけていくということですね。

ほかに何かございますか。

委員

議長。

議長

はい。

委員

小委員会の構成について、事務局の方から、1号委員と3号委員との説明がありましたが、資料にはそうした表現がないのですが。



議長

その件は、これから後に取り決めたいと存じますので。

委員

小委員会の運営規定が定まってからですか。それではその前に、運営規程の関係で、先ほど委員が言われましたが、今回の改正条例の第3条第1項に、特別の事項を審議させる臨時委員。今度、第2項に、専門委員は専門の事項を調査させるとなっていますが、臨時委員は審議ができる、専門委員は調査となっています。これは、調査と審議を混同してしまうと。我々、審議会委員は第1条に調査審議すると、調査権も審議権も持っている、そのあたりの違いを共通認識として明確にしておいた方が良いのかと。審議会委員になりまして、私なりに伊賀市の都市計画審議会の条例を確認したら、臨時委員も専門委員も両方、調査審議できると書いてあるんです。名張ではそうっていないので、ここではどういう権限、役割があるのか、そのあたりについて、小委員会の設置のための表現かとは思いますが、共通認識として明確にしておいた方が。

議長

事務局の方から説明をお願いします。

事務局

ご質問いただきました、臨時委員と専門委員の役割などについてご説明申し上げます。現行の名張市都市計画審議会条例の第3条に規定されております臨時委員につきましては、審議会に特別の事項を審議させるために必要あるときは臨時委員を若干名おくことができとなっております。これにつきましては、例えば特殊な処理施設などを都市計画決定する際に、そうした施設の立地などについて高度な専門的な観点から都市計画に与える影響などについて判断するために臨時的に委嘱を行う委員であるということでございます。その施設などの都市計画決定に関して可否判断を行っていただくといった役割を担っていただくこととなります。ですから、今、お集まりになっていただいております13名の審議委員をはじめ、どこどこにそうした処理施設などの立地についてご決定をいただかなければならない案件があった場合、もう少し高度な、専門的な知識をお持ちの方に臨時的にお入りいただいて、そうした臨時委員も含めて案件の可否をご判断いただくことが臨時委員の役割でございます。

一方、専門委員につきましては、今回のような都市マスタープランの調査など、法律で定められた都市計画決定の案件以外について、調査、検討、助言をいただく役割でありまして、都市計画決定案件について可否判断をお願いするものではない、こういった案件をこの専門委員をお願いするといった役割でございます。

議長

委員、ご理解いただけましたでしょうか。また、都市計画審議会条例の内容について審議会として審議するものではございませんので、今回は、条例に基づいた審議会の運営規程についてご審議いただきたく、ご発言の趣旨は条例の内容確認ということによろしいでしょうか。

委員

今日の議題は、条例改正に基づいて出てきたものですし、議員の方々は別として、我々は条例改正の議論には参加していないので、その条文について正確に理解したうえで進めていきたいとの思いで確認させていただきました。先の委員の意見もそうしたことから出されたのではないかと。

委員

今回、条例を改正するについて、小委員会を設置することを大きな目的にされたわけですが、今まで都市計画のプランをこうして審議会で行ってきたと。それで、これまで小委員会を持たずにやってこられたうえで何か弊害があったのでしょうか。そのあたりをもう一度ご説明願えますか。

議長

私も長い間、この会長をしておりますが、こうした都市マスタープランなどを策定する際には、別途に、マスタープランの委員会を設置してそこで議論して、最終的に審議会に諮るといった形であったかと思えます。ですので、都市計画審議会でも議論してきたことというのは、例えば、斎場の移転や用途地域の変更、あるいはごみ処理施設の位置決定など、そういう案件があった場合には都市計画審議会に諮ってきたと。

事務局

同じようなご説明になりますが、まず、都市計画法第77条の2第1項のなかには、都市計画審議会の役割などについて規定されております。そこでは、都市計画法のなかで、例えば名張市が都市施設などを決定する際には、都市計画審議会の議を経なければならないとされております。ですから、審議会でのご意見をもって名張市長が決定していくといったことが法的に定められております。一方、都市マスタープランなど、都市計画に関わりのある事項についても、市長の諮問に応じて、都市計画に関する調査が可能であると規定されております。ただ、こうした運用を行いたいところではありましたが、これまでの条例の中では、小委員会や専門委員の規定がございませんでしたので、今回、条例を改正して、今後予定しています、マスタープランなどについて、これまでのように、審議会とは別に委員会を設けるのではなく、都市計画審議会において有

意義に、機動的にご審議いただくといった視点から、そうした機能を審議会に持たせていただくため、議会に条例改正を提案させていただき、それが整いましたので、今回、初めてこういった運用をお願いすると、また、条例の中では、運営に関し必要な事柄は会長が審議会に諮って定めることとなっておりますので、今回、この運営規定についてお願いしておるといった経過でございます。

議長

説明にあったように、私は進歩したと思います。これまでの審議会は、施設の位置決定や都市計画道路の変更などの時だけの開催でありました。ところが、今回から、名張市の都市マスタープランの改定などについて、依頼を受けたということで、特に一般公募の方々に十分、発言なり意見を出していただきやすい機会ができたと思います。

委員

分かりました。

議長

それでは、ほかに何かございますか。

委員

具体的な話になりますが、小委員会のテーマについては、陳情なり色々な方法があると思いますが、どのような方法で決められるのでしょうか。せっかく委員になっておりますので、テーマを決める際にも意見が言えるものなのかどうか。そうした部分を心配しておりますので。

議長

事務局から説明願います。

事務局

都市計画審議会及び小委員会にご審議などいただく件につきましては、都市計画法の規定のなかで申し上げたわけですが、あくまでも、都市計画法の権限に属された事項の中で、都市計画法に基づいて決定なりをさせていただき審議事項、今回のようなマスタープランなどの調査事項、また、先ほどのご説明の際に漏れておりましたが、建築基準法のなかで一定の建物においては都市計画審議会の議を経なければ建築できない物がございます。そうした時に、この審議会、小委員会を開催いただくわけですが、この審議会などは市長が設置する委員会ですので、市長の諮問なり依頼によってご審議などいただくこととなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

委員

分かりました。

議長

ご理解いただきましたか。色々なご質問なり出していただきました。有益なご意見などであったと思います。他に、1号、2号議案について何かございますでしょうか。

委員

1号、2号議案については、意見ございません。

議長

ありがとうございます。

委員

1号、2号、一緒に審議しておりますか。

議長

はい。

委員

今回の改正とは少し違うのですが、1号議案に関連して、運営規程のほとんどが傍聴に関する規定であり、傍聴は基本的に15名に限るとありますが、基本的は市民に公表するということでしたら、傍聴はできる限り自由にした方が良いと考えておりますが。

議長

傍聴定員の15名などについて、定員を設けず自由に傍聴していただいたらどうかといったご意見ですね。この件について、事務局から説明を。

事務局

現行の運営規定なり傍聴要領のなかで傍聴に関する規定について整理させていただいておりますし、今回の小委員会の規程のなかでも、都市計画審議会の運営規程に準じて行うといったこととしております。このなかで傍聴の定員などについては、審議会の中で取り決めいただくこととなっておりますので、こうしたご意見いただきましたら、会場や色々なこともあるかと存じますのでご検討いただかねばならないと考えております。

議長

これまで、定員を原則15名にすることについては、会場の都合や、審議会委員が13名であることなどから、色々なことを勘案してこのような規程にした経緯があったと思います。また、改定する必要があるれば、その都度、ご意見いただきたいと存じます。

色々と、ご意見いただきましたが、ほかに無いようでしたら、ここで、第1号議案、第2号議案、一括して賛否をお諮りしてよろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

議長

ありがとうございます。異議なしということですので、議案第1号「名張市都市計画審議会運営規程の改正」及び議案第2号「名張市都市計画審議会小委員会運営規程の制定」について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

委員

(挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成ということで、本議案は適当と認め、原案どおり可決いたします。

以上をもちまして本日提案されました議案はすべて議了といたします。

閉会